

【会議録(要旨)】

会議名	令和7年度第1回 港区成年後見制度利用促進協議会
開催日時	令和7年6月9日（月） 18：30～20：00
開催場所	麻布区民協働スペース1～3 オンライン（Zoom）併用
出欠状況	委員現在数 16名 出席委員 15名（内オンライン2名） 欠席委員 1名 國賀 綾 成年後見センター・リーガルサポート東京支部 第1ブロックリーダー
出席委員	会長 今尾 真 明治学院大学 学長・法学部教授 副会長 八杖 友一 港法曹会 委員 安田 淳 一般社団法人 東京都港区医師会 常務理事 委員 加瀬 祐子 公益社団法人 東京社会福祉士会 委員 黒澤 薫 東京税理士会 芝支部 幹事 委員 渡邊 光太郎 東京税理士会 麻布支部（オンライン） 委員 黒澤 聡子 東京都行政書士会 港支部 副支部長（オンライン） 委員 横井 有 港区しんきん協議会 事務長 委員 古角 佐知子 港区民生委員・児童委員協議会 会長職務代理 委員 吉田 佳子 港区心身障害児・者団体連合会 副会長 委員 高井 玲子 港区心身障害児・者団体連合会 理事 委員 平井 照子 特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団 副理事長 委員 吉川 顯 公益社団法人 港区シルバー人材センター 会長 委員 黒目 修 一般社団法人 港区介護事業者連絡協議会 連携室長 委員 海江田 太司 芝浦港南地区高齢者相談センター
事務局	保健福祉支援部保健福祉課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課 港区社会福祉協議会
会議次第	議題 1 委員紹介 2 会長の選任及び副会長の指名 3 令和6年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する事業報告 4 令和7年度の取組について 5 その他 （1）令和7年度あんしん未来・終活サポート事業の検討状況について （2）「港区保健福祉基礎調査」等の実施について （3）成年後見制度の見直しに向けた国の動向について
配布資料	資料1 令和6年度 港区成年後見制度利用促進事業報告書 資料1－2 港区地域保健福祉計画における成年後見制度の事業実施状況 資料1－3 港区地域保健福祉計画 令和5年度改訂版（一部抜粋） 資料2 令和7年度港区の成年後見制度利用促進に関する主なスケジュール

	資料３ 令和７年度あんしん未来・終活サポート事業の検討状況について 資料３－２ 「港区保健福祉基礎調査」等の実施について 資料３－３ 成年後見制度の見直しに向けた国の動向について 参考資料１ 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱 参考資料２ 港区成年後見制度利用促進協議会委員名簿 参考資料３ 港区の成年後見制度に関するデータ
会議の結果及び主要な意見	
１ 委員紹介	
事務局（区）より委員の紹介 参加委員から一言ずつ挨拶	
２ 会長の選任及び副会長の指名	
事務局（区）	港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱第５条第２項の規定により、会長は委員の互選により選出することとしている。 どなたかご推薦いただけないか。
委員	今尾委員を推薦する。
事務局（区）	委員から今尾委員をご推薦いただいたが、いかがか。
委員一同	（拍手）
事務局（区）	今尾委員に会長を引き受けていただく。今尾委員、会長席に移動願う。 次に港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱第５条第３項の規定により、副会長は委員のうちから会長が指名することとしている。 会長、どなたかご指名いただけないか。
会長	八杖委員を指名する。
事務局（区）	八杖委員をご指名いただいたが、いかがか。
委員一同	（拍手）
事務局（区）	異議がないようなので、八杖委員に副会長を引き受けていただく。八杖委員、副会長席に移動願う。 会長、副会長から一言挨拶を頂戴したい。
会長	港区の令和７年度成年後見制度利用促進協議会が始まった。委員の皆様は日頃から様々な分野でこの成年後見制度に関わっているかと思う。港区は先行的・先駆的な対応をしている印象を受けている。これは本協議会の皆様のご意見と、それを中核機関である港区、港区社会福祉協議会が真摯に受け止めて活動に活かしているからだと感じている。今回からもよろしくお願いする。
八杖副会長	会長を補佐して進めていきたい。よろしくお願いする。
事務局（区）	以降の進行は会長にお願いするが、傍聴人から写真撮影の申し出があった。撮影の取り扱いの可否について会長から委員に諮ってほしい。
会長	傍聴人からの写真撮影の申し出については、設置要綱第６条第３項の規定を準用し、委員の多数決で決める。写真撮影について許可する方は挙手願う。

委員	写真撮影の目的が知りたい。
会長	写真撮影の目的は何か。
事務局 (区)	取材、報道のため。週刊金曜日、月刊タイムズで記事を書いている記者と聞き取り。
会長	改めて写真撮影について許可する方は挙手願う。
会長	写真撮影を許可する方は8名。本日出席している委員は会長を除いて14名のため、過半数の許可を得た。写真撮影を許可する。
事務局 (区)	それでは進行を会長にお願いする。
3 令和6年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する事業報告	
事務局(区)より資料1、資料1-2、資料1-3について説明	
委員	資料1-2(2)②法人後見を含む成年後見等の担い手の確保・育成等の推進について、国は社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の確保についても言及しているが、港区もその必要性は感じているのか。
事務局 (区)	まずは社会福祉協議会の法人後見があるべきという原則は変わることはないが、それをもってしても他に担い手があるのかを検討していくという意味で、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に沿って、港区地域福祉保健計画に記載しているが、なかなか着手できていない。現在検討している段階。NPO法人、一般社団法人、弁護士法人や司法書士法人といった団体もあるが、そういった団体へのアプローチはまだとれていない。
4 令和7年度の取組について	
事務局(区)より資料2について説明	
	質疑応答なし
5 その他(1) 令和7年度あんしん未来・終活サポート事業の検討状況について	
事務局(区・社協)より資料3について説明	
委員	エンディングプラン登録事業について、長い期間の登録になる方もいると思うが、一度登録したあとに病気等で内容が変わった場合、内容の更新がされないことがないように、何年かに一度登録更新等のアナウンスはあるのか。
事務局 (区)	内容の更新は本人の希望があれば都度行うことを予定している。住所等が変わっていないか等、定期的な登録更新のアナウンスは継続して行っていく予定。アナウンスの頻度は今後の調整課題だが、登録しっぱなしにならないように、万が一の際に使える制度でありたいと思うので、丁寧に対応していきたい。
5 その他(2) 「港区保健福祉基礎調査」等の実施について	
事務局(区)より資料3-2について説明	
	質疑応答なし
5 その他(3) 成年後見制度の見直しに向けた国の動向について	
事務局(区)より議題の趣旨について説明	
法務省の法制審議会において成年後見制度の見直しに向けた議論が行われており、今後、区の施策や事業等にも大きく影響する可能性がある。昨年度第2回本協議会でも会長と副会長か	

ら国の検討状況についてお話をいただいたが、その後の国の動向について、ぜひお話を伺いたく思う。

会長

事務局から依頼を受けて副会長と国の動き、制度改正についての動きを報告したい。国の施策や制度改正について、各関係分野で活用いただければと思い説明する。併せて実務的な知見から八丈副会長からもお話いただきたいと思います。資料 3-3 をお手元にご用意いただきたい。

はじめに、地域共生社会の実現に向けた「権利擁護支援」の推進をしていくというのが成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方である。従来は、成年後見制度を中心とした、判断能力が減退した高齢者の方々の財産管理や身上保護に焦点があったが、これをもっと広く捉え、地域でそういった方も含めてノーマライゼーションという考え方を根底に、ともに地域で生きていく、その一つの手段として権利擁護のための手段として成年後見制度を位置付けることを明確にするための法改正が進められているという状況である。成年後見制度が定められている民法の改正は不可欠であると同時に、地域共生社会の権利擁護について、社会福祉法制も含め、一体的な改革を進めるという強い考え方が表明されているところが特徴である。したがって、民法改正関係については法務省の法制審議会、社会法制関係については厚生労働省の社会保障審議会等での議論が行われている。

成年後見制度の見直しに向けた検討について、平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、さらに専門家会議で検討が開始された。令和 4 年には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、成年後見制度の利用促進に向けて重要な提言が示された。必要性和補充性の原則を根底に、「本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるような制度で利用できるようにすべき」、従来の後見・保佐・補助という「三類型を一元化すべき」、個人の能力の程度や状況に応じた保護の思想を反映させ、「有期の制度とする見直しの機会を付与すべき」、それに伴って「後見人等を円滑に交代できるような仕組みの検討」、これが第二期成年後見制度利用促進基本計画における大きな論点となっている。これについて法制審議会でも審議検討が行われている。

こういった動きに対して影響を与えた動向としては、国連の障害者権利委員会による総括所見による勧告として、障害者権利条約を国連総会で採択及び批准をした。令和 4 年 10 月に第 1 回政府報告に関する国連障害者権利委員会の総括所見において「民法の下での意思決定を代行する制度を永続することで、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法制度になっている。意思決定を代行する制度を廃止する観点から、本人の意思に関わらず意思決定を代行する制度をやめるべきである」という厳しい指摘に基づく総括所見が示された。こういった流れの中で第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、民法の改正を含めた法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置され、審議が行われているところだ。

法制審議会における主な問題点の指摘としては、大きく＜法定後見＞、＜任意後見＞、＜その他＞として分けられる。その中でも、＜法定後見＞について焦点

を当てて説明していく。

まず、1 法定後見制度の枠組み（類型）について、現在は三類型に分けられているが、定型的に当てはめることは自己決定に対する大きな制約となっている。これについて、【甲案】は従来の制度を維持するもの、【乙1案】は現在の三類型を一類型（補助一元化のイメージ）にし、各個々人に応じた保護、各個々人が求める意思を尊重しながら保護や支援をしていくもの、【乙2案】は一元化を前提とするが、その中で現行の被後見人にあたる方には包括的な権限を後見人に与える類型を残すというもので、【乙1案】と【乙2案】をめぐって議論がなされている。以後資料中「⇒」以降は私見であり、法制審議会の方向性ではないことは注意してもらいたい。私見としては、一元化して、各個々人に柔軟な支援策を講じられる制度設計が望ましいであろうと考えている。

2 後見開始、終了等に関するルールの在り方について、今回は終了について焦点を当てる。判断能力が回復しない限り成年後見制度の利用が継続するということが問題になっている。【乙1案】家庭裁判所が一定の期間を定めたうえで終わりにする、【乙2案】法定後見開始から何年経過後、家庭裁判所に対し報告し判断する、という考え方がある。私見としては、一定の期間や必要性を考慮して開始すると同時に、必要がなくなれば終了する仕組みを検討すべきと考える。終了させるためには実務の状況を汲み取って、より本人の支援になる制度構築をするべきと考える。

3 取消権、代理権に関するルールの在り方について、後見人には取消権や代理権が与えられてきたが、本人の自立や自己決定に基づく権利行使が制約される場合があるという指摘が行われてきた。私見としては、本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して取消権、代理権を付与する仕組みを検討すべきと考える。

4 成年後見人等の交代（解任）に関するルールの在り方について、本人のニーズに合った保護を十分に受けることができないのではないかという問題指摘があった。いくつかのバリエーションが考えられ、様々な法解釈がある。私見としては、辞任や解任に当たらない交代の制度を設けるべき。解任は慎重にすべきではないかという考えでクエスチョンマークとしておいた。本人とのマッチングとの関係等、悩ましい問題だととらえている。

5 成年後見人等の報酬の在り方について、家庭裁判所で相当な報酬を判断するにあたって、被後見人等の財産額に応じてではなく、後見人等の行った職務内容に応じて報酬を算定すべき等、様々な意見がある。

6 任意後見人の事務の監督開始に関する検討について、本人の判断能力が低下しても適切に任意後見監督人の選任申立てがなされない場合がある。私見としては適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策を導入すべきと考える。

7 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等について、現行では任意後見制度と法定後見制度が併存することは認められていないが、任意後見人と成年後見人の役割分担がうまくいくなれば、併存してもよいのではないかという案もある。ただし役割分担と権限範囲について調整が必要だろう。

	こういった私見も踏まえて、副会長にも説明してもらう。
副会長	会長の資料、話を補足しつつ説明していく。 成年後見制度は権利擁護支援の一つであって、見直しが検討されているところだが、今は権利擁護の大転換時期という認識を持ってもらいたい。この大転換時期に皆が関われる唯一の機会がパブリックコメントである。法制審議会において様々な議論が重ねられ、法律の方向性の骨格が出来上がる時期である。その骨格を中間試案（法制審議会ではこのように法律を作っていくという試案）が示される。その中間試案が今年7月中旬から下旬に示される。そこから約1か月間、国民の意見を聞く機会がある。中間試案をどう考えていくか、会長の資料をじっくり読んで、ぜひ国に述べていただきたい。法務省のホームページから誰でもパブリックコメントを出せるので、個人としてでも団体として出してもいい。パブリックコメント終了後、出てきた意見に合わせて骨格を修正するかしないかを決め、令和8年中くらいには最終的な法案としてまとめられ、国会に提出され、国会で審議されて令和9年以降実際の法律になってスタートするというスケジュールになっている。 続いて会長の資料の補足をする。【甲案】や【乙案】はそれぞれの論点ごとに出てくるが、相互に関係はない。 会長の資料中「1 法定後見の枠組み（類型）」についてが一番のポイントで、【乙1案】をとるか【乙2案】をとるかがポイントになっている。背景として、第二期成年後見制度利用促進基本計画で指摘されていた、「後見が終わらない」、「後見人の権限が大きすぎる」、「本人の権利が制約されてしまう」、「交代ができない」、この4つの課題があり、法制審議会では、「終わることができる」、「必要な場合に必要な期間に限って」、「本人が希望する場合に利用できる」、「柔軟に交代できる」、こういった方向で議論が行われてきた。また、日本の成年後見制度を、障害者も差別されずに平等に取り扱うような内容に改正すべき、と障害者権利委員会において勧告を受けている。 そこでまず【乙1案】一類型、つまり補助一元化のイメージの案がある。必要な場合に必要な期間に限定して、他に方法があるのであれば別の方法を使ってもらい、後見は最小限という形で本人が希望する場合としようという考え方。本人が希望するかうまく表現できない場合は本人保護の判断から例外的に代理権、同意権、取消権を与えていこうというのが【乙1案】である。【乙2案】というのは現在の成年後見制度を一部残す考え方。事理弁識能力を欠く常況にあるものについての保護（現在の後見類型）は保護の必要がある方だから、そういった方については必要な期間に必要な場合に限ってではなく、包括的に代理権、同意権、取消権を後見人に与えるという考え方。この【乙1案】と【乙2案】をどっちにするのかがパブリックコメントで意見を述べてもらう一番重要なところ。ここについて考えてもらいたい。 次に、資料3-3 参考資料に記載されている「地域共生社会の在り方検討会議」の話をする。成年後見制度を終わることができる制度にしていこうというのが現在検討されている内容だが、そうすると、終わったらどうするのかという問題がある。例えば遺産分割のために成年後見制度を利用していたが、遺産分割が終わ

	ったら後見は終わり、となると日常生活は支援がなくてやっていけるのかというのが地域共生社会の在り方検討会議で検討されているところである。「成年後見制度の見直し」と「日常生活の判断能力が不十分な方への新しい支援方法」は、車の両輪のような関係性で、成年後見制度だけを見直しても、もう一方も充実させないと意味がないため、地域共生社会の在り方検討会議で検討されてきた。この会議は先月一旦終了し、中間とりまとめが出て、こんな方向にしていこうという提案がされた。内容は、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を拡大拡充して、新たな日常生活自立支援事業をつくろうという方針が示されている。具体的には、判断能力が低下した人に加えて身寄りのない人も対象に加え、日常的な金銭管理、契約行為や各種手続きの支援、意思決定支援のほかに、死後事務も入れていこうという考え方である。新日常生活自立支援事業という提案については、お金があるかないかで使用可否を判断されてしまうのか、日本全国同じサービスが提供されるのか、マンパワーや予算、そういったことがまだ検討されていない。そこについても注視してもらう必要があり、意見を言える機会があったらぜひ言ってもらいたい。 話をまとめる。パブリックコメントでぜひ意見を言ってもらいたい。その際一番ポイントになるのが法定後見の枠組みについて【乙1案】と【乙2案】どちらが良いかというところ、ここをしっかりと検討するとよい。また、成年後見制度の見直しとは別議論だが、福祉法制、つまり新しい権利擁護支援策の検討も注視していただきたい。新日常生活自立支援事業が提案されたが果たしてそれでいいのか、もっとよい方法がないのか、意見を言う機会があればぜひ言ってもらいたい。
会長	港区は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、港区地域保健福祉計画の中に成年後見制度利用促進計画を包含するという体勢をとっており、国の第二期基本計画の趣旨を忠実に汲み取り、権利擁護に焦点を当てるということを進んでいる印象があり、とても評価できると感じられる。
委員	あんしん未来・終活サポート事業といった事業を組み入れることが、成年後見制度の法改正がされた後大事になってくる。しっかり改正に目を向けていきたい。
会長	ぜひ皆さま各団体でのご意見を、民法改正の中間試案が公表されたときにはパブリックコメントに出していただきたい。この中間試案が出たときにパブリックコメントにより法改正に意見を反映してもらうことが重要なため、アンテナを張っておいていただけたらと思う。 最後に事務局から事務連絡をお願いする。
事務局 (区)	議事録は後日皆様にお送りする。 次回の港区成年後見制度利用促進協議会は12月上旬頃実施予定。日程については会長、副会長と相談の上お知らせする。 今後とも中核機関としての取組にご理解とご協力をお願いしたい。
会長	以上で令和7年度第1回港区成年後見制度利用促進協議会を閉会する。

会議録要旨の作成にあたり、頂いた委員意見の文言は事務局で微修正しています。